

建設工事を発注（注文）する皆様へ

「労務費に関する基準」を踏まえた 請負契約の価格交渉・契約締結を しましょう！

「持続的な安定発注」に向けた建設業の担い手確保のために、建設業法等が改正され、令和7年12月から、建設工事の請負契約の価格交渉・契約締結について新たなルールが適用されることになりました。

建設工事の発注にあたっては、以下のルールを遵守して取引していただくようお願いします。

○建設業者が賃金の原資である労務費を適正に確保できるよう、賃上げにより担い手の処遇を改善すること

○発注者を含む関係者の行動変容により、担い手の賃金を競争原資としたダンピングによる受注競争を撲滅し、生産性や技術に基づく健全な競争環境へ転換すること

☑ 工事の規模等に応じて十分な見積り期間を設けるとともに、受注者から提出された見積書を考慮・尊重してください

☑ 提出された見積書に対し、労務費等※が著しく低くなるような見積り変更依頼はしないでください

（これに違反して契約締結した場合は、勧告・公表の対象となる可能性があります）

※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金

☑ 従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください

☑ 技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく雇用に伴う経費も確保する必要があることに留意してください

詳しくはこちら⇒

改正建設業法 第三次担い手三法



【長野県建設業関係働き方改革推進協議会】

（一社）長野県建設業協会
（一社）長野県建築士事務所協会
（一社）長野県空調衛生設備業協会
（一社）長野県経営者協会
（一社）長野県商工会議所連合会
（一社）長野県労働基準協会連合会
長野県建設部 関東地方整備局

（公社）長野県建築士会
（一社）長野県電設業協会
長野県鐵構事業協同組合
長野県中小企業団体中央会
長野県商工会連合会
長野働き方改革推進支援センター
長野労働局